



11月4日、徳島県クレーン協同組合と「災害時における建設機械等の供給に関する協定」の調定式を執り行いました。

本協定は、大規模災害等の発災時に当消防組合からの要請により重機を操作する専門的技術（資格）を持った運転士及びクレーン等を優先的に供給を依頼し、先般協定を締結した一般社団法人日本建設機械レンタル協会四国支部からの供給と合わせ、より迅速に救助活動が行えることとなります。